

事業主のみなさまへ

障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給の特例のお知らせ

平成28年熊本地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い地域の復興をお祈りいたします。

今般の熊本地震の被災に対応し、障害者の雇用の維持等の観点から、障害者雇用納付金制度に基づく助成金について、支給等の特例を実施します。

I 特例の内容

1 支給対象施設等が被災により毀損し、使用できなくなった場合の特例

- (1) 受給資格認定日から支給請求書の提出までの間に、支給対象施設等が被災により毀損し、使用できなくなった場合についても、支給請求できることとします。

対象助成金：第1種作業施設設置等助成金
障害者福祉施設設置等助成金
重度障害者等通勤対策助成金
(通勤用自動車の購入助成金・通勤用バスの購入助成金)

- (2) 当該施設等に代わる物件の設置・整備をする場合、助成金の支給を可能とするとともに、次回の助成金の受給資格認定申請（以下「認定申請」といいます。）を行うまでの期間の制限を適用しないこととします。

対象助成金：障害者作業施設設置等助成金
重度障害者等通勤対策助成金
(通勤用自動車の購入助成金・通勤用バスの購入助成金)
重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金
平成23年3月31日以前の第1種重度障害者施設設置等助成金又は第2種重度障害者施設設置等助成金

2 被災により支給対象障害者が休業せざるを得ない場合の特例

被災により対象障害者が休業せざるを得ないが、その休業中も支給対象措置を維持する場合（賃借契約を中断できない場合等）であって、当該障害者の円滑な職場復帰のために措置を継続している場合、対象障害者の雇用維持の観点から休業中も当該措置について支給対象とします。

対象助成金：第2種作業施設設置等助成金
重度障害者等通勤対策助成金（住宅の賃借助成金、指導員の配置助成金、駐車場の賃借助成金）
障害者介助等助成金（重度中途障害者等職場適応助成金、職業コンサルタントの配置助成金、在宅勤務コーディネーターの配置助成金、業務遂行援助者の配置助成金）

3 支給対象事業主に係る特例

「認定申請日以前6か月以内に雇い入れた場合」を支給対象事業主の要件の1つとしていますが、平成28年4月14日以降の助成金の認定申請については、雇入れから6か月を超えた場合も、支給対象事業主とみなすこととします。

対象助成金：障害者作業施設設置等助成金

4 認定申請及び支給請求期間の延長の特例

被災により定められた期限内に助成金の認定申請及び支給請求ができない場合であっても、認定申請及び支給請求できることとしますので、ご相談ください。

なお、延長の期限については、障害者雇用納付金の申告・納付期限の特例措置に準じて取り扱うものとします。

対象助成金：全助成金

II 対象事業主

平成28年熊本地震により被災した熊本県内に所在する事業所又は事業主を対象とします（被災事業主であって、その後熊本県外に主たる事務所を仮移転した場合も含みます。）。

また、熊本県外に主たる事務所が存在する事業主であっても、被災により事業主が損失を受けた場合は、当該事業主から申請により、機構が承認した場合に限り、上記Iの特例の適用を受けることができるものとしますので、ご相談ください。

お問合せ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
障害者助成部 助成管理課

TEL 043-297-9500